

令和7年5月30日(金)

10:00~11:30

岡山県庁9階大会議室

## 1 経過報告

(1) 第1回選定審議会について

(●事務局から経過報告)

・採択の基準について

(2) 「選定に必要な資料」について

(●事務局から経過報告)

(3) 会の成立について

●事務局：審議会に委員13名が出席していることにより本審議会が成立していることについて報告。

## 2 議事

(1) 「令和8年度使用義務教育諸学校の教科用図書(学校教育法附則第9条の規定による教科用図書)研究資料」について(説明)

(●事務局から附則第9条本について説明)

(2) 「令和8年度使用義務教育諸学校の教科用図書(学校教育法附則第9条の規定による教科用図書)研究資料」について(協議)

○委員：特別支援学校では、クラスの子どもたち一人ひとりに特徴があるが、教科書は、クラスで全員が同じものを使うか。

●事務局：一人ひとりが別々の教科書を使用することも考えられるが、集団で学習しやすいように、教科書は同じものを使用し、一人ひとりの目標に沿った学習活動を行う。

○委員：「小学英語 レッスンワーク」の後半部分は、記述が多い。文章も出てくる。文章を記述するところまで、到達するのは難しいのではないか。

●事務局：「小学英語 レッスンワーク」は、学習指導要領で示された学習内容のうち、「書くこと」が中心とはなるが、「聞くこと」や「話すこと」も含めて、様々な子どもの実態に応じた使い方ができるものであると考えている。

- 委員：どういうタイプの子どもがいても選択肢的に取り扱っていける内容を示してもらった。授業は、単線型でなく、複線型の授業をするのか。あるいは、一冊の教科書を使ってみんなが一斉に同じことをする場合があるか。あるいは、興味関心に基づいて、それぞれが独自に教科書を使っているか。
- 事務局：クラスの実態によるところが大きいですが、同じ実態の子どもであれば、教室のホワイトボードに教材を書いて全員で一緒に解いていくというような、いわゆる小学校で行われているような形で授業が進んでいく。実態に差がある子が多いのが特別支援学校や特別支援学級の子どものため、それぞれの課題に応じて教材を作って授業をしている。先ほどの例でいえば、書くことが課題になる子もいれば、話をすることが課題になる子もいる。一人ひとりの課題に応じた使い方をしていくものである。
- 委員：年度末に書架にある本を開いたら、使っていなかったということにならないように、一般図書が前年に採択された後、図書の素晴らしさや選択的活用の要素が引き継がれて活用されることが大事だ。教科書は教育課程に基づいて採択されるというところを現場で引き継いでいかなければ、一般図書を採択する意義が薄れると改めて思っている。
- 事務局：教科書の選定は、教育課程に基づいて行うものである。この後の教科書選定説明会でも、いただいた御意見を踏まえて現場の先生方に説明しようと思う。
- 委員：採択の観点にある、『「主体的・対話的で深い学びの実現」ができるような配慮や工夫がある』とあるが、説明の中にそれを意識した部分が随所にあって、この教科書を使っていけるのではないかというイメージが立ち上がってくる。学校では、一人一台端末を使える状態になっているか。
- 事務局：一人ひとりタブレットを持って学習している。
- 委員長：今や、そういう時代。端末さえあれば本物に触れられる学習機会が豊富にある。
- 委員：肢体不自由校のⅠ類型の生徒であっても、聴覚や視力等に困難さを抱えている生徒がたくさんいる中で、重複障害の子どもの教科書として、活用の幅がある内容のものを選んでもらった。実態に応じた教科書を選択していくことや、どのように教科書を活用していくかを、しっかり教員におさえながら教科書を使っていくように指導していきたい。
- 委員長：ただ今の点だが、学校への説明の際に、実態に応じた教科書を選定することやどのように教科書を活用していくかを伝えておけば、それを踏まえて教科書の選定を進めてもらえると思う。
- 委員：研究資料の図書のうち、どの教科書が採択されたか、全く採択されていない図書があるかを把握しているか。
- 委員長：資料Ⅰに収録されているもので、絶版になったものはすでにこのリストからは除かれているが、載っているもので採択されていないものがあるかという質問だ。

- 事務局：研究資料の図書全てについては把握していないが、県立特別支援学校においては、県教育委員会で教科書を採択しているため、どの図書が採択されたかは把握している。
- 委員：文部科学省が全国の一般図書の需要をとりまとめるが、年度によっては供給されないものもあるので、研究資料の中で採択されていない教科書もあるかと思う。
- 委員長：これだけ本がある中で、いろんな出版社があつて、たくさん出版しているところもあるが、厳しいところもあるだろう。そういう実態もあることがとてもよく分かった。
- 委員：「パンダで覚える英会話」について、初版はいつか。
- 事務局：初版本は2019年6月18日に出版されている。現在は、2025年1月1日に出た第3刷だ。
- 委員長：子どもたちにとって、パンダは国内にいてもいなくてもと思う。いまや中国で飼育、育てている映像を動画で見られる。タブレットを使って見てもらえるとよい。
- 委員：本によって、かなり値段が違う。個人負担はあるか。どうしてそんなに価格が違うのか。
- 事務局：近年の物価上昇で、図書の価格は随分と高くなっており、調査研究をした際にはそこまで値段が高くなかった図書も、最近の物価上昇で、高くなってきている。新しく調査研究をする図書は、国からの通知を受け、高価でないものを選ぶようにしており、今回選んだ図書も、音（おと）が出るものは高くなってきているが、それ以外のものはおおむね2,000円以内くらいのものである。供給不可になる可能性が少ないため、国の一般図書契約予定一覧から図書を選ぶようにしている。また、義務教育段階（小学部、小学生、中学部、中学生）の教科書の費用は国が負担するので、個人からお金を徴収することはない。小学校や中学校と同じ扱いだ。
- 委員長：資料1の研究資料の値段のところをざっと眺めて見ると、1,500円前後が多い。それが普通になってきている。2,000円を超えたものをよく見てみると、例えばプラスチックが使われていたり、音が出たりとかそういう意匠をこらしてあるものだ。いろんなものの価格が高騰する中で、図書の価格が上がっているのは確かだ。
- 委員：「パンダで覚える英会話」は、ちょっと難しいかもしれないが、短いフレーズであり、単語の読み方も書いてある。選ばれたときの工夫やポイントを口頭で説明されるとさらに分かりやすかった。ただ、「パンダで覚える英会話」も、ちょっと難しいなと思うところを少しでも伸ばしていこうという部分と、いろんな実態の子どものために教科書を選ぼうという葛藤がありながら教科書を選ばれたということは伝わってきた。
- 委員長：どんな図書を環境として用意していくか、教科書を提供していくかが大事だと教えてもらった。

- 委員：選定審議会といった過程を経て、丁寧に教科書を選んでいることや、教科書を選んだ理由を、保護者側に伝えていくことも重要だ。
- 事務局：それぞれの学校で選定した教科書は、校内で教科書選定委員会が予定されている。その中で、こんな教科書はこんな使い方ができるということを、積極的に学校から保護者や出席された方に説明していかなければいけないと感じた。今後、学校にも伝えたい。
- 委員長：委員が発言されたことを学校にも伝えて、子どもたちに教科書を渡していくときに情報を共有してもらえればと思う。
- 委員：教科書は、それぞれの子どもたちの特性に応じて、いろいろな使い方ができると言ってもらえてありがたいと思った。
- 委員長：実際の活用にかかわってくるところで、現場でも様々工夫がされていると思うが、細やかに配慮して使っていくことも意識していただくとよい。
- 事務局：現場では、例えば問題を写真に撮り、PDF化して、それを手元で拡大して書くなど、自分の学びのハードルとなっている部分を下げながら学習している子どもがいる。ICTを上手に活用することで、子どもにとって学びの障壁となる部分を下げるといった支援方法があることを、学校現場に伝えていきたい。
- 委員：説明は、具体的な写真があったり、簡潔な言葉を使ったりするなど分かりやすかった。みんな同じ実態ではないので、実態に応じて教科書を基にしながらどこまで教材を柔軟に対応できるかが大事だと思った。
- 委員長：実際に使う視点に立って、配慮や工夫を念頭に置きながら教科書を選定していく必要があると改めて感じた。
- 委員：今回、防災の本が研究資料に加わったが、備蓄品についても、書き出してみるだけでなく、実際に手に取って分けてみるといった体験をしたり、学校で行う避難訓練と関連づけることを説明してもらったりすることで、生徒たちの理解が深まるのではないかと思う。
- 委員長：防災のことは今一番大事なことで、教科書を間に挟んで教材化していくことで子どもたちの成長につながっていく。そういう視点も大事にしてほしい。
- 委員：子どもたち一人ひとりの実態に応じて良さをしっかり伸ばしていくためにどうしていくのかを、日々忘れずに、一つ一つ丁寧にやっていっているか、自分自身も反省するとともに、私たちが関わる学校の先生や保護者、子どもたちに姿で示していけるようにこれからも頑張っていかなければいけないという思いを強くした。
- 委員長：それぞれが思いをもってこの会に参加していたと改めて強く思った。進行に御協力いただき、感謝する。様々な御意見を頂いたが、資料については修正を加えるところはなかったと受け取っているので、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書研究資料については、これにより答申させてもらってもよいか。

○委員長：賛同をいただいたものとして、取り扱いをさせていただきます。

それでは、令和8年度使用義務教育諸学校の教科用図書学校教育法附則第9条の規定による教科用図書研究資料についての審議はここまでとする。